

○ 給与所得の源泉徴収税額の求め方

1 税額表の使用区分

居住者に支払う毎月（日）の給料や賞与などから源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）」又は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（以下これらを「税額表」といいます。）を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無、給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税 額 表	適 用 す る 給 与	適 用 す る 欄
月 額 表 (1 ページ)	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙 欄……その他の人に支払う給与
日 額 表 (9 ページ)	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙 欄……その他の人に支払う給与
	日 雇 賃 金	
賞与に対する 源泉徴収税額 の算出率の表 (17ページ)	賞 与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙 欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含まれます。）給与等をいいます。ただし、一の支払者から継続して2か月を超えて給与等が支払われた場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

2 税額表の使い方

毎月（日）の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- ① 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月（日）分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- ② 税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等（扶養親族等が国外居住親族^(注1)である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、）の数に応じて使用するようになっています。

この「扶養親族等の数」とは、控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）^(注2)と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）^(注3)との合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その該当する数を加え、その人の控除対象配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうち障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限り、）に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

- (注) 1 「国外居住親族」とは、非居住者である親族をいいます。
 2 「控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成28年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。
 3 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成28年分の所得税については、平成13年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

「扶養親族」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成28年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。

※ ここにいう「親族等」には、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。

- 4 「障害者」、「寡婦」及び「勤労学生」等の範囲については、税務署備付けの説明書「源泉徴収のしかた」でご確認ください（「源泉徴収のしかた」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にも掲載されています。）。

【扶養親族等の数の求め方の例示】

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の求め方を例示すると、おおむね次のようになります。

- (凡例) □ … 所得者 配 … 控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。） 扶 … 扶養親族のうち年齢16歳未満の人
 控扶 … 控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人。） 障 … 障害者（特別障害者を含みます。） (注)扶養親族等の数には加算しません。
 寡 … 寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫 学 … 勤労学生 同障 … 同居特別障害者

設 例	□	□—配	□—配	□—配	□—配	□—配
	□—扶	□—控扶	□—配 □—控扶	□—配 □—控扶	□—配 □—控扶	□—配 □—控扶
		□—障 □—寡	□—配 □—扶 □—障	□—控扶 □—同障	□—配 □—控扶 □—障	□—配 □—控扶 □—控扶 □—同障
		□—学	□—控扶 □—障	□—配 □—障	□—配 □—控扶	□—配 □—控扶
		□—扶 □—障	□—寡	□—控扶 □—障	□—配 □—扶 □—同障	□—配 □—控扶 □—扶 □—同障
	扶養親族数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人

なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法（20ページ「月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例」参照）によりその給与等に対する源泉徴収税額を求めることができます。

(1) 月額表甲欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

イ	給与等の支給額（月額）	369,000円
ロ	給与等から控除する社会保険料等	54,725円
ハ	扶養親族等の数 （控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人）	2人

【税額の計算】

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、314,275円（369,000円－54,725円）となります。
 ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、314,275円が含まれる「314,000円以上317,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄との交わるところに記載されている金額5,740円を求めます。これがその給与等から源泉徴収する税額です。

(三) (月 額 表)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲				
		扶 養 親 族 等				
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
以 上	未 満	税				
円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620

「扶養親族等の数2人」の欄

314,275円が含まれる行

求める税額

(注) 税額表の「以上」の欄はその欄に記入されている金額を含み、「未満」の欄はその金額を含まないことにご注意ください。

(2) 月額表乙欄の使用例 (給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない場合)

(設例)

イ 給与等の支給額 (月額)	80,750円
ロ 給与等から控除する社会保険料等	なし

【税額の計算】

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額80,750円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750円が含まれる「88,000円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額」となっています。したがって、2,473円 (80,750円×3.063%、1円未満の端数は切り捨てます。) がその給与等から源泉徴収する税額です。

(3) 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

(4) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例 (給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合)

(設例)

イ 賞与の支給額	554,000円
ロ 賞与から控除する社会保険料等	84,535円
ハ 前月中の普通給与 (社会保険料等控除後) の金額	196,616円
ニ 扶養親族等の数	2人
(控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人)	

【税額の計算】

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額196,616円が含まれている「133千円以上269千円未満」の

行を求め、その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率2.042%を求めます。これがその賞与の金額に乗する率になります。

- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料84,535円を控除した残額469,465円に2.042%を乗じた金額9,586円(469,465円×2.042%、1円未満の端数は切り捨てます。)が、その賞与から源泉徴収する税額です。

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

「扶養親族等の数2人」の欄

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親 族						以 下
	0 人		1 人		2 人		
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控						
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
0.000 %	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	
2.042	68	79	94	243	133	269	
4.084	79	252	243	282	269	312	
6.126	252	300	282	338	312	369	
8.168	300	334	338	365	369	393	

賞与の金額に
乗すべき率

前月の社会保険料等控除後の
給与等の金額196,616円
が含まれる行

○ 退職所得の源泉徴収税額の求め方

居住者に支払う退職手当等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、①退職手当等の支払を受ける人(退職者)から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づき「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を使用して退職所得控除額を求め、②退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額(1,000円未満の端数切捨て)(課税退職所得金額)を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めます。

なお、退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合の課税退職所得金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額(1,000円未満の端数切捨て)となります。

また、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、支払う退職手当等の金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります。

(注)1 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」は19ページに、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」は20ページにそれぞれ掲載しています。

2 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合の課税退職所得金額については、19ページの「課税退職所得金額の算式の表」を参照してください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表等の使用例(退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合)

(設例1)

イ	勤続期間	昭和61年10月1日就職～平成28年3月31日退職
ロ	退職手当等の金額	1,700万円
ハ	退職の理由	定年退職